

ロシア連邦
連邦法

ロシア連邦の特定の法令の改定について

国家院にて採択 2022年6月28日
連邦院にて承認 2022年7月8日

第1条

1998年7月16日付連邦法第102-FZ号「抵当（不動産担保）について」（ロシア連邦法令集、1998年、第29号、掲載番号3400）に以下の内容の第25条の2を追加する：

「第25条の2 外国の非友好的行為下における抵当権の登記事項抹消の特徴

1. ローン契約（消費貸借契約）に基づく債権を担保するために設定した抵当権について、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行為を行う外国の国家、地域と関係のある外国人（互いに関連を持たない者を含む複数の外国の者）（当該外国人が当該国の国籍を有している場合、当該外国人の登録地が当該国である場合を含む）である抵当権者（抵当証券の合法的所持者を含む）が、本連邦法第25条に定めのある抵当権の登記事項抹消を行う場合および方法において申請を提出しない場合、当該の抵当権者に対し抵当権により担保されていた債務が弁済されたことを抵当権者が証明した場合には、抵当権の登記事項は抵当権設定者の申請により抹消される。

本条の規定の実現を目的として、ロシア連邦政府が承認した、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行為を行う外国の国家、地域の一覧表を適用する。

2. 抵当権設定者は、本条第1項第1段落に記載のある申請を提出する少なくとも1カ月前までに、本連邦法第55条の2に定めのある方法に則り、当該の申請書を提出する意向を示す通知を抵当権者に送付する。

3. 本条第1項に定めのある場合、抵当権の登記事項は権利登記機関に以下が届いた日より3営業日以内に抹消される（抵当証券が発行された場合を含む）：

抵当権設定者の申請書；

ロシア連邦の通貨規制および通貨管理に関するロシア連邦の法令に則り認可銀行が作成した銀行管理明細書であって、抵当権によって担保された債務が完済されたことを根拠としてローン契約（消費貸借契約）が管理登録を解除された旨の情報を含むもの。これには、ロシア連邦大統領令によって承認された外国の特定の債権者に対する債務の弁済に係る暫定手続きに則って当該の債務が完全にまたは部分的に弁済された場合を含む。

4. 本条第1項に定めのある場合、統一国家不動産登記簿における当該の登記事項が抹消された時点で、抵当権は消滅する。

5. 抵当権者は抵当権の登記事項抹消に関連する抵当権設定者の行為について、訴訟手続きによって意義を申し立てる権利、ならびに不動産に対する特定行為遂行の禁止という形式を含む保全措置の実施を請求する権利を有する。」

第2条

2018年8月3日付ロシア連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」（ロシア連邦法令集、2018

年、第32号、掲載番号5083；第53号、掲載番号8411；2019年、第48号、掲載番号6739；2021年、第9号、掲載番号1464；2022年、第13号、掲載番号1961）に以下の改定を加える：

1) 第1条に以下の内容の第6項を追加する：

「6. ロシア連邦民法典第66条第1項第2段落の規定は、公共株式会社である国際企業の異なるカテゴリー（種類）の株式が保有者に対し異なる権利の範囲および（または）異なる数の議決権を付与している場合には、当該企業にこれを適用しない。ロシア連邦民法典第181条の2第1項第1段落の規定は国際企業には適用しない。」；

2) 第2条：

a) 第3項第1号に文言「、ロシア連邦政府によって、より遅い日付が定められていない場合」を追加する；

b) 第11項を失効したものとみなす；

c) 第12項の文言「第2号」を「第1号および第2号」に置き換える；

3) 第7条：

a) 以下の内容の第4項の1～第4項の6を追加する：

「4の1.国際企業の同一種類の普通株式の額面金額および当該の株式によって付与される権利の範囲は同一でなければならない。国際企業の同一種類の優先株式の額面金額および当該の株式によって付与される権利の範囲は同一でなければならない。

4の2. 異なる種類の普通株式および異なる種類の優先株式を含む国際企業の株式によって付与される権利の範囲は、発表された配当金の支払い優先順位および（または）額、国際企業の清算時に支払われる支払金の支払い優先順位および（または）額を含め、国際企業の定款にこれを記載する。ただし、本連邦法第4条第1項の2に定めのある場合を除き、異なる種類の優先株式によるものも含め、国際企業の優先株式によって付与される権利の範囲は、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第32条に定めのある要件に適合していなければならない。国際企業の定款に特定のカテゴリーの株式を各々の種類に分割する規定がない場合、本連邦法においては、当該のカテゴリーのすべての株式を同一の種類と認識する。

4の3. 本連邦法第4条第1項の2に従いその株式に基づく権利および義務が外国法の規範によって定められる国際企業は、権利および義務がロシア法の規範によって定められる新たなカテゴリー（種類）の追加株式を含む追加株式を発行する権利を有するが、ただしこれは、当該の国際企業の定款に当該企業のすべての株式に基づく権利および義務がロシア法の規範によって定められること、また必要に応じて、権利および義務が外国法の規範によって定められる株式を、権利および義務がロシア法の規範によって定められる株式へと転換することを盛り込んだ改定を加えることを条件とする。

4の4. 国際企業の任意の種類の種類普通株式の保有者は、株主総会において投票に付されるあらゆる問題に関する議決権を有するが、ただし、連邦法に定めのある場合はこの限りではない。

4の5. 国際企業の定款には、特定の種類の種類普通株式および（または）特定の種類の種類優先株式が1票を上回る議決権を付与することを盛り込むことが可能である。1票を上回る議決権を付与する株式を国際企業が有している場合、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第84条の1および第84条の8の規定の適用を左右する閾値は、国際企業の議決権付き株式の保有者の、議決権総数に占める割合として算出する。

4の6. 公共株式会社である国際企業の特定のカテゴリー（種類）の株式で、1票を上回る議決権を付与する株式は、転換可能な株式でなければならない。当該の株式の転換に係る手続きおよび条件には、差押えによるものも含め、株主が株式を任意の方法で第三者に譲渡した場合、1票を上回る議決権を付与する当該株式の各々は、1票を付与する他のカテゴリー（種類）の株式に転換されることを盛り込まねばならない。非公共株式会社である国際企業の株式で、1票を上回る議決権を付与する株式に対しては、当該の国際企業の定款に別段の定めがない限りにおいて本項の規定を適用する。」；

b) 第9項第4号に文言「しかるべきカテゴリー（種類）の」を追加する；

c) 以下の内容の第13項の1、第13項の2を追加する：

「13の1. 法に別段の定めがない限り、国際企業は、情報通信ネットワーク『インターネット』における自社定款に定めのある当該の国際企業のサイト上で、自社が発行する株式、およびそれが付与する権利の範囲と議決権数に関して定款に記載されている情報を開示する義務を負う。当該の情報が開示されない場合、国際企業は、株主または任意の利害関係者の要請に基づき、前記の情報について合理的な期間内に、定款に加えられた改定および補足を含む定款の規定に目を通す機会を提供する義務を負う。

13の2. 国際企業の株主名簿の所有者は、国際企業の株主または名目上の株式保有者の要請に基づき、有価証券ではない国際企業の株主名簿の抄本を発行し、当該の株主または名目上の株式保有者の株式に対する権利を（当該株式のカテゴリーおよび種類を明記したうえで）証明する義務を負う。」；

d) 第15項の文言「第9号」を文言「第8号」に置き換える；

e) 第19項の文言「第16条」を文言「第16条の1」に置き換える；

4) 以下の内容の第7条の1を追加する：

「第7条の1. 国際企業の株主—異なる種類の株式保有者による決定の採択、異なる種類の追加株式の発行、および異なる種類の株式の転換に係る特徴

1. 国際企業の定款は、特定の種類の普通株式の保有者 と特定の種類の優先株式の保有者 の権利の範囲および（または）投票手続きが1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に定めのある普通株式および（または）優先株式の保有者 の権利の範囲および（または）投票手続きと異なる場合には、株主総会における決定の採択を目的とした、異なる種類の普通株式の保有者 と異なる種類の優先株式の保有者 の投票および票の集計に係る特徴を定めなければならない。

2. 国際企業の定款に別段の定めがない限り、投票に付された問題に関する株主総会の決定は、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に定めのある手続きに則り議決権付き株式の保有者 の票の多数決によって採択する。

3. 特定の種類の普通株式の保有者 と特定の種類の優先株式の保有者 がしかるべき決定の採択に反対の票を投じたか、もしくは投票に参加しなかった場合、前記の株主は、以下の事項が株主総会で採択された場合には、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第75条および第76条に定めのある規則に則り、自らが保有する株式の全部または一部を国際企業が買い戻すよう要求する権利を有する：

1) 国際企業の定款に改定および（または）補足を加える決定（株式会社の定款の新版の承認）、または国際企業の定款に改定および（または）補足を加える根拠となるその他の決定であって、当該の改定および（または）補足が国際企業の株主の権利を制限するものである場合；

2) 国際企業の再編に関する決定；

3) 国際企業の公共的地位の打ち切りに関する決定；

4) 国際企業の株式および（または）国際企業の株式に転換可能な当該企業の有価証券の上場廃止申請に関する決定。

4. 国際企業の定款には、投票に付されたすべてのまたは特定の問題に関する決定を株主総会で採択することを盛り込むことが可能であるが、ただし、各々のもしくは特定の種類の普通株式の保有者 と各々のもしくは特定の種類の議決権付き優先株式の保有者 が当該の決定に同意する場合に限る。前記の場合、株主総会による決定の採択に同意が必要となる各々のもしくは特定の種類の普通株式の保有者 と各々のもしくは特定の種類の議決権付き優先株式の保有者 の票は別々に集計する。

5. 本条第4項に従い株主総会による決定の採択に特定の種類の株主の同意が必要となる場合、当該の同意は、

株主総会に参加した当該の種類株式の保有者の票の過半数が決定の採択への賛成に投じられた場合に得られたものとみなす。国際企業の定款では、株主総会による決定の採択に対する合意を得るために必要な特定の種類株式の保有者の数をより多く定めることも可能である。

6. 公共株式会社である国際企業は、1票を上回る議決権を付与する普通株式および優先株式を発行する権利を有さない。

7. 公共株式会社である国際企業の普通株式および優先株式が、本連邦法第4条第1項の2に定めのある場合において1票を上回る議決権を付与する場合、当該の株式の公開取引を行うことはできないが、当該の株式が任意の方法で第三者に譲渡された場合、当該の株式の新たな保有者は1票を付与する株式の保有者となる。

8. 1票を上回る議決権を付与する異なる種類の普通株式および異なる種類の優先株式を追加発行する方法で非公共株式会社である国際企業の定款資本の増資を行う決定、および（または）当該の株式によって付与される権利の範囲および議決権の数に関して国際企業の定款に改定および（または）補足を加える決定は、株主総会によって、議決権付き株式のすべての保有者による全会一致をもって採択する。」

5) 第10条に以下の内容の第12項および第13項を追加する：

「12. 国際企業の地位を喪失した経営主体の定款は、国際企業の地位が打ち切りとなった日より3カ月以内にロシア連邦の法令に準拠させなければならないが、国際企業の地位を喪失した株式会社の株式に基づく権利の範囲は、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に準拠させなければならないが、ただし、非公共株式会社の株主全員によって採択された全会一致の決定に基づき非公共株式会社の定款に盛り込むことが可能とされている優先株式に基づく権利はこの限りではない。国際企業の地位を喪失した株式会社の株式に基づく権利の範囲の、前記の連邦法への準拠は、株式会社の定款および株式会社の株式発行決定に対するしかるべき改定の導入（株式会社の定款の新版の承認）をもってこれを実施する。

13. 国際企業の地位を喪失した株式会社の株式に基づく権利の範囲の、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」への準拠が本条第12項に定めのある期間内に行われなかった場合、前記の期日が経過した後、当該の株式会社の株主は1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に矛盾しない国際企業の定款の規定に従った権利を有するとともに義務を負うものとするが、国際企業の定款のしかるべき規定による規制を受けない部分に関しては、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に定めのある権利を有するとともに義務を負うものとする。ただし、前記の期間が経過した後、当該の株式会社の普通株式の保有者は、すべての種類の普通株式に合致する国際企業の定款の規定に従った権利を有するとともに義務を負うものとする。1票を上回る議決権を付与していた株式の保有者は、前記の期間が経過した後、1票を付与する株式の保有者となる。」；

6) 第13条第2項を失効したものとみなす。

第3条

2018年8月3日付連邦法第291-FZ号「カリーニングラード州および沿海地方の域内における特別行政区について」（ロシア連邦法令集、2018年、第32号、掲載番号5084；第53号、掲載番号8411；2019年、第48号、掲載番号6793；2022年、第13号、掲載番号1961）第2条第3項の文言「第1項～第4項」を文言「第1項～第4項の1」に置き換える。

第4条

2018年12月25日付連邦法第485-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」（ロシア連邦法令集、2018年、第53号、掲載番号8411；2022年、第13号、掲載番号1961）第12条第4項の文言「2029年」を文言「2039年」に置き換える。

第5条

2022年3月8日付連邦法第46-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」（ロシア連邦法令集、2022年、第11号、掲載番号1596）に以下の改定を加える：

1) 第20条に以下の内容の第6号および第7号を追加する：

「6) ロシア連邦中央銀行理事会は、破産防止措置の遂行の途上で取得した公共株式会社Bank Otkritie Financial Corporation（以下、「PJSC Bank FC Otkritie」）の株式をVTB銀行（公共株式会社。以下、「VTB Bank PJSC」）に対し、価値評価業務に関するロシア連邦の法令が定める手順に則り算出された時価で売却する決定を採択する権利を有する。ロシア連邦中央銀行理事会の前記の決定に対しては、2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「支払不能（破産）について」第189条の57-1の規定は適用しない。」；

7) 本条第6項に従い、VTB Bank PJSCによるPJSC Bank FC Otkritieの株式の取得に対しては以下を適用しない：

a) 2002年10月26日付連邦法第127-FZ号「支払不能（破産）について」第189条の57-1の規定；

b) 信用機関および非信用金融機関の株式（持分）の取得に対するロシア連邦中央銀行の事前または事後の承認取得手順の順守を規定する連邦法の規定；

c) 金融機関の株式（持分）に関わる取引の遂行に係る連邦反独占庁の承認取得手順（連邦反独占庁への通知の送付）の順守を規定する連邦法の規定。」；

2) 以下の内容の第21条の2を追加する：

「第21条の2

1. 商業および（または）外食産業の組織である賃借人との間で締結されるリース（サブリース）契約に対しては、本条に定めのある特徴を考慮したうえでロシア連邦民法典第450条、第451条、第452条、および第34章の規定を適用するものとする。

2. 建造物、営造物、これらの屋内空間、および建造物、営造物が所在する土地区画のリース（サブリース）契約に従い、非友好的な外国の国家または地域と関係のある外国の者（互いに関連を持たない者を含む複数の外国の者）による直接的もしくは間接的な支配下にある賃借人が支払う賃料が、リース資産の使用により得られる所得の一部もしくは賃借人の経営活動の成果に左右されるその他の形態で設定されている場合で、賃借人が自らの経営活動の遂行を目的としたリース資産の使用を停止したかもしくは終了し、その結果、賃料の額の著しい減少が生じた場合、賃貸人は以下の権利を有する：

1) 賃借人に対し、賃借人がリース資産の使用を停止したかもしくは終了した期間に係る毎月の賃料を、2021年1年間、または2022年1月1日以降にリース資産の使用が開始されていた場合には2022年1月から2022年2月24日までの期間に支払われていた月平均賃料の額をもって請求する権利；

2) 以下の条件のうち一つでも満たされた場合、一方的にリース契約の履行を拒否する権利：

a) 賃借人がしかるべき請求を受領した日より10営業日以内に、賃借人がリース（サブリース）契約の条件に則ったリース資産の使用を再開しなかった場合；

b) 賃借人が本項第1号に記載のある請求の履行を拒否したか、もしくは賃借人がしかるべき請求を受領した日より10営業日以内に前記の請求を履行しなかった場合。

3. 本条における非友好的な外国の国家または地域とは、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的な行動を行い、かつロシア連邦政府が承認するリストに含まれている国家または地域のことをいう。

4. 本条における非友好的な外国の国家または地域と関係のある外国の者とは、特に、当該の国家の国籍を有

するか、またはその登記地、主たる経営活動の遂行地、もしくは主たる事業収益獲得地が当該の国家または地域である外国の者のことをいう。

5. 本条における支配下にある兆候とは、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第81条、1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」第45条に従いこれを判断する。

6. 本条における賃料の額の著しい減少とは、2021年同時期比で50%以上の賃料の減少のことをいうが、2021年の同時期に賃料が支払われていなかった場合には、2021年1年間に支払われていた月平均賃料の額に比べた場合における50%以上の額の減少のことをいう。

7. 2021年1年間に支払われていた月平均賃料の額は、当該の計算期間における賃料の総額を12で除す方法で算出するが、2021年に賃借人が賃料を支払った期間がより短い場合には、当該の期間における全月数の賃料の総額を、当該の期間における全月数で除す方法でこれを算出する。

8. 賃借人がリース資産の使用を2022年1月1日以降に開始した場合、賃料の額の著しい減少とは、当該の賃借人がリース（サブリース）契約に従い自らの経営活動の遂行を目的としてリース資産を使用することを停止したかもしくは終了した時点までの期間に対して算出した月平均賃料の額に比べた場合における50%以上の額の減少のことをいう。

9. 賃貸人は賃借人に対し、賃借人がリース資産の使用を停止したかもしくは終了した期間に係る毎月の賃料の支払いを請求する旨を通知し、賃借人は賃貸人に対し、契約に関する法的意義を有する連絡の両当事者による送付を目的としてリース契約で定められている方法をもって、または、リース契約に当該の方法の定めがない場合には、書留郵便によるしかるべき通知の送付、もしくは署名を得たうえでしかるべき通知を手渡しする形で、当該の請求を検討した結果を通知する。

10. 本条に従い賃貸人がリース契約の履行を一方的に拒否する場合、賃貸人には法または契約に定めのある違約金（罰金、過料）が科されないほか、その他の責任措置も適用されない。

11. 本条第2項第2号に定めのあるリース契約の履行の一時的な拒否を行う賃貸人の権利は、非友好的な外国の国家または地域と関係のある外国の者（互いに関連を持たない者を含む複数の外国の者）による賃借人に対する支配が解消された日以降は適用されない。

12. 2022年2月24日以前に締結されたリース契約の、賃貸人の主導による変更または解除は、以下のどの理由においても認められない：

1) 2022年2月24日以降の期間において、非友好的な外国の国家または地域と関係のある外国の者（互いに関連を持たない者を含む複数の外国の者）による支配が解消された賃借人が、前記の期間に会社名、および（または）商号、および（または）商標、および（または）賃借人（転借人）のサービスマーク、あるいは賃借人（転借人）が販売、生産する商品、役務（サービス）のための商標および（または）サービスマークを変更した；

2) 2022年2月24日以降の期間において、非友好的な外国の国家または地域と関係のある外国の者（互いに関連を持たない者を含む複数の外国の者）による賃借人に対する支配が解消され、ロシアの法人（ロシアの複数の法人）またはロシア連邦の市民（複数の市民）またはロシアの法人（ロシアの複数の法人）またはロシア連邦の市民（複数の市民）の支配下にある外国の法人（外国の複数の法人）による支配が確立された。

13. 本条の規定は、賃料の額の一部がリース資産の使用により得られる所得の一部もしくは賃借人の経営活動の成果に左右されるその他の形態で設定されている場合にも適用する。

14. 本条の規定は、賃借人からの違約金（罰金、過料）の徴収、ならびに建造物、営造物、それらの屋内空間、および建造物、営造物が所在する土地区画のリース（サブリース）契約に定めのあるその他の責任措置の適用を妨げるものではない。

第6条

1. 本連邦法はその公布日より効力を発するが、ただし、本条によって異なる発効日が定められている規定はこの限りではない。

2. 本連邦法第2条および第4条は、本連邦の公布日より30日が経過した後に効力を発する。

3. 2002年3月8日付連邦法第46-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」第21条の2第2項第2号および第11項の規定は、本連邦法の公布日より60日が経過した後に適用する。

4. 1998年7月16日付連邦法第102-FZ号「抵当（不動産担保）について」第25条の2の規定は、本連邦法の公布日より以前に発生した権利関係に適用する。

5. 本条第9項～第11項、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」第7条第4項の1～第4項の6、第7条の1、第10条第12項および第13項の規定は、2039年1月1日より前まで適用する。

6. 遅くとも2039年1月1日までに、国際企業の定款は、本条第9項～第11項、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」第7条第4項の1～第4項の6、第7条の1、第10条第12項および第13項の規定の効力の終了を考慮したうえでロシア連邦の法令に、国際企業の株式に基づく権利の範囲は1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に準拠させなければならないが、ただし、非公共株式会社である国際企業の定款において、当該企業の株主全員によって採択された全会一致による決定に基づき定められた優先株式に基づく権利はこの限りではない。国際企業の株式に基づく権利の範囲の、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」への準拠は、国際企業の定款および国際企業の株式発行決定に対するしかるべき改定の導入（国際企業の定款の新版の承認）をもってこれを実施する。

7. 遅くとも2039年1月1日までに国際企業の株式に基づく権利の範囲を1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に準拠させられなかった場合、前記の期日が経過した後、当該の国際企業の株主は1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に矛盾しない国際企業の定款の規定に従った権利を有するとともに義務を負うものとするが、国際企業の定款のしかるべき規定による規制を受けない部分に関しては、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に定めのある権利を有するとともに義務を負うものとする。ただし、前記の期間が経過した後、当該の国際企業の普通株式の保有者は、すべての種類の普通株式に合致する国際企業の定款の規定に従った権利を有するとともに義務を負うものとする。1票を上回る議決権を付与していた株式の保有者は、前記の期間が経過した後、1票を付与する株式の保有者となる。

8. 2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」第7条第4項の2の第2文および第3文の規定は、本連邦法第2条および第4条の発効後に自社の準拠法を変更する決定を採択した外国の法人に対してのみ適用する。

9. 2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」第7条第4項の6の規定は、本連邦法第2条および第4条の発効日より以前に発行された、1票を上回る議決権を付与する国際企業の株式には適用しない。

10. 本連邦法第2条および第4条の発効日より以前に発行された、公共株式会社である国際企業の株式であって1票を上回る議決権を付与する株式が、差押えによるものも含め、任意の方法で譲渡された場合、当該の株式の新たな保有者は、当該の株式によって付与される議決権数を除き、当該の株式を株主が譲渡する前の権利の範囲を保持したまま株主の権利を有するとともに義務を負うものとするが、ただし、当該の株式の新たな保有者は、1票を付与する株式の保有者となる。

11. 公共株式会社である国際企業の株式であって1票を上回る議決権を付与する株式の発行決定および当該の国際企業の定款は、本連邦法第2条および第4条の発効日より3カ月以内に本条第10項の規定に準拠させねばならない。当該の株式発行決定と公共株式会社である国際企業の定款に改定が加えられる前に当該の株式が譲渡された場合、本条第10項に定めのある株主の権利に関する記録は新たな株式保有者の個人口座（デポ口座）に作成する。

12. 2022年3月8日付連邦法第46-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」第21条の2第2項および第12項の規定は、以前締結された契約に基づく権利関係に適用する。賃貸人は、2022年3月8日付連邦法第46-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」第21条の2第2項に定めのある毎月の賃料の支払いを、本連邦法の発効日以降の期間について請求する権利を有する。

13. 2022年3月8日付連邦法第46-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」第21条の2第2項、第6項～第11項および第13項の規定は、2022年12月31日まで適用する。

14. 2022年3月8日付連邦法第46-FZ号「ロシア連邦の特定の法令の改定について」第21条の2第1項、第3項～第5項および第12項の規定は、2023年12月31日まで適用する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年7月14日

第332-FZ号